

<高齢者運転免許証自主返納者支援制度>



運転に不安を感じている方へ

# 運転免許証を自主返納した 65歳以上の方を支援します

高齢ドライバーの交通事故防止のため、自主的に運転免許証を返納する65歳以上の方を支援します。運転に不安を感じている方、家族から返納を勧められている方、運転免許証の返納をご検討ください。

## ■対象者

阿賀野市に住民登録または外国人登録している満65歳以上の方で、有効期間内のすべての運転免許証を自主的に返納した方、又は運転免許証の更新を受けずに免許を失効させた方

※運転免許の取消通知書の交付日又は運転免許を失効した日から3か月以内に申請すること

## ■支援内容

### <阿賀野市の支援>

- ・市営バス利用料の免除（無期限）
- ・市内タクシー利用券5千円分交付（有効期限2年間）



### <タクシー事業者の支援>

- ・市内タクシー事業者によるタクシー運賃の1割引（無期限）



## ■申請手続き

裏面の高齢者運転免許証自主返納者支援制度申請手続きをご覧ください。



お問合せは

阿賀野市役所 総務課 交通対策係  
TEL 62-2510（内線 2284）

## 〔高齢者運転免許証自主返納者支援制度申請手続き〕

### ■必要なもの

#### □運転免許証

※代理人申請の場合、上記に加えて、

□代理人の本人確認書類1点（顔写真入りのもの）

□本人の顔写真（縦45mm×横35mm、正面、無帽、無背景、6カ月以内撮影）が必要。

### ■申請窓口

- ・阿賀野市役所 2階 総務課 交通対策係 Tel62-2510(内線 2284)

※申請の受付は午後4時までです。

### ■注意事項

- ・警察での運転免許の返納手続きは本人に限ります。
- ・運転免許を返納すると車の運転はできません。公共交通機関等を利用して来庁ください。
- ・手続きには1時間程度かかります。時間に余裕を持っておでかけください。

有効期間内のすべての運転免許証  
を自主的に返納する場合

運転免許の更新を受けずに運転  
免許証を失効させた場合

## 1 市役所総務課で高齢者運転免許証自主返納者支援制度の申請を行う

## 2 阿賀野警察署（交通課）で運転免許証返納の申請をする

《受付》 月～金曜日（祝日除く）、  
9:00～16:00

※運転免許の返納手続きは本人しかできません。

⇒「申請による運転免許の取消通知書」が  
交付される

手続き3へ

運転免許証の有効期限を  
経過しても更新を受けな  
かった場合、その有効期  
限後3カ月以内であれば、  
有効期限切れの運転免許  
証をもって「申請による運  
転免許の取消通知書」と同  
様の取扱いをします。

## 3 市役所総務課で市営バスフリーパス、運転免許証返納者支援制度 資格者証、タクシー利用券を受領する

「申請による運転免許の取消通知書」または有効期限切れの運転免許証を提示する

【問合せ先】阿賀野市役所 総務課 交通対策係 Tel62-2510(内線 2284)